

申請管理システム構築（標準化）及び運用保守業務に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 8 年 8 月 17 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

- (1) 申請管理システム構築（標準化）業務（以下「構築業務」という。）
- (2) 申請管理システム運用保守業務（以下「運用保守業務」という。）

2 業務概要

- (1) 構築業務
申請管理システム構築（標準化）業務仕様書のとおり
- (2) 運用保守業務
申請管理システム運用保守業務仕様書のとおり

3 契約期間

- (1) 構築業務
令和 8 年 9 月 11 日～令和 9 年 2 月 28 日
- (2) 運用保守業務
令和 9 年 3 月 1 日～令和 12 年 2 月 28 日
（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
本入札は構築及び 3 年間の運用保守の一括調達である。上記期間は本市の想定であるため、詳細については落札者と別途調整する。

4 入札保証金

吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。
ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

5 契約保証金

落札者は、次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、「構築業務」の契約については構築業務に係る契約金額の、「運用保守業務」の契約については運用保守業務に係る 1 年当たりの契約金額の、それぞれ 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (3) 本市の競争入札参加有資格者名簿登載業者であること。参加希望業種等については、本業務を履行可能とみなされるものであること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得しているものであること。

7 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、受付期間の最終日までに(2)の提出書類を持参又は郵送もしくは電子メールアドレスへ送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

期限までに申込書等を提出しない場合もしくは入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない。

(2) 提出書類

- ア 制限付入札参加資格確認申込書(様式1)
- イ 役員一覧表(様式2)
- ウ ISO27001 又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

(3) 申込書等の交付及び受付場所

ア 交付期間

令和8年8月17日(月)～令和8年8月26日(水)

申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ(産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和8年度(2026年度)一般競争入札(業務委託)一覧)からダウンロード

イ 受付日時

令和8年8月17日(月)～令和8年8月26日(水)

(ア) 持参の場合

市役所開庁日の午前9時～午後5時30分(正午～午後0時45分を除く。)

(イ) 電子メールの場合

上記受付期間内とする。(ただし、受領返信はメール確認次第とする。受付期間最終日の午後5時30分以降にメール送付した場合、受領返信は翌開庁日以降となる場合がある。)

(ウ) 郵送の場合

受付期間最終日必着とする。(書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパックプラス又はレターパックライトに限る。)

ウ 受付場所

「20 問合せ先」のとおり。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の受付期間終了後に行うものとし、その結果

は電子メールにより通知する。(令和8年8月31日(月)通知予定)

(5) その他

受付期間内に申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。また、参加希望に当たっては次に掲げる事項に留意すること。

- ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、返却しない。
- ウ 提出された申込書等は、参加希望者に無断で目的外の用途に使用しない。
- エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和8年8月31日(月)～令和8年9月1日(火)(土・日を除く)
午前9時から午後5時30分まで。(正午～午後0時45分を除く。)

イ 提出場所

「20 問合せ先」のとおり。

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。
(令和8年9月2日(水)発送予定。)

9 内容等に係る質問

(1) 受付期間

令和8年8月17日(月)～令和8年8月20日(木)

(2) 受付方法

電子メールによる。宛先は「20 問合せ先」のとおり。

(3) 回答

令和8年8月25日(火)電子メールにて送付。

(4) その他

入札参加者全員にその回答を通知するものとする。

10 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年9月4日(金)午前10時00分(時間厳守)

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所 高層棟9階 デジタル政策室事後処理室

11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の範囲内の入札がないときは、最低金額をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

13 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

14 内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

16 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者が行った入札
- (5) そのほか入札時点において参加資格を欠く者がした入札

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由なく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。契約書（案）は別紙添付のとおり
- (2) 本入札は構築及び3年間の運用保守の一括調達であるが、構築業務、運用保守業務のそれぞれに分けて契約を締結する。
- (3) 運用保守業務の契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

- (4) 運用保守業務の委託料の支払いは月払いとし、業務の履行期間である令和9年3月分から令和12年2月分までの各月分を均等に支払うものとする。

19 その他

- (1) 入札参加者は、本要領及び補足資料のほか、「吹田市財務規則」「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、申請管理システム構築（標準化）及び運用保守業務の上記期間に係る費用の総合計を算出すること。（消費税相当額は含まない。）
- (3) 落札者は、落札後すみやかに落札金額に対応した積算内訳書を作成すること。入札書の入札金額及び積算内訳書の合計金額は一致していなければならない。また、各業務において本市の予算上限があるため、内訳金額について別途協議する場合がある。なお、本市の設計金額の内訳は総額のうち構築業務が61%、運用保守業務は39%（3年分）である。

20 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟9階 行政経営部デジタル政策室
電話 06-6384-1443（直通）
メールアドレス procure_digital@city.suita.osaka.jp 担当：庶務担当